

令和4年度事業計画

公益社団法人島根被害者サポートセンター

令和2年4月、県内では初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、令和3年も感染拡大が続き、県民の多くが行動自粛等を行うことを余儀なくされた。これによって、雇用・労働環境、子どもの教育・養育環境、家庭内の生活環境等が大きく変化し、この結果、経済的困窮等により生活に不安を抱える者、さらにはDV、児童虐待を始めとした家族間の関わりにおいてストレスを抱えるようになった者等も多く存在し、未だ収束の兆しが見えない状況下の生活に、一層暗い影を落としている。

令和3年、全国では、度重なる列車内における乗客刺傷事件や、大阪府におけるメンタルクリニック放火殺人事件など、多数の落ち度のない人々が、無差別的に被害に遭う凶悪な事件が発生した。

島根県内では、前年に比較すると、刑法犯罪の認知件数は減少し、また交通事故の発生件数については微増したものの、数値的には安全で安心な生活環境が維持されている。

しかし、長引くコロナ禍での制約を受けながらの生活により、様々な背景を抱えた者が、加害者となる犯罪の発生が、当県においても危惧される。そして、一度、このような理不尽な事件の被害者となった者は、いつまで経っても、その苦しみから癒やされることはなく、自分の力だけでは、平穏な生活の回復が困難であることから、これらの被害者に手を差し伸べる社会的制度の充実が必要である。

「島根被害者サポートセンター」は、県内で唯一の民間犯罪被害者支援団体として、被害者が受けた被害の軽重に関わらず、また、被害を訴えることを躊躇う被害者であっても、その心に寄り添い、声を聴き、それぞれが抱えているストレスや苦痛の軽減を図り、一日でも早く日常生活を取り戻していくことができるよう必要な支援を適切に行うことの役割としている。

令和4年度においても、これまでと同様に、犯罪被害者等基本法に定められた基本理念

- ・被害者は、個人の尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有すること
- ・被害者支援施策は、被害者の置かれた状況等に応じ、適切に講ぜられること
- ・被害者支援施策は、被害者が必要な支援等を途切れることなく講ぜられること

に沿い、「被害者等の心に寄り添い、県内どこにいても、いつでも求められ

た支援を提供し、被害者等の声に応えることができる活動」を実現できるように取り組む。

なお、各種支援活動等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、適切な時期、場所、実施方法等を検討し、感染防止対策を講じて実施する。

【取り組むべき重点施策】

1 支援活動の質の向上を図る施策

(1) 人的基盤の充実

ア 新たな支援活動員の発掘・確保

ボランティア養成講座の開催により、新たな人材の確保に努める。

イ 支援活動員のスキルアップ

多様化する被害者等からの要望と期待に応え、質の高い支援を提供するためには、時代の変化や、その時代の犯罪の動向などに関心を持ち、被害者支援に関する専門的な知識の習得と実務能力の向上が求められる。各種研修等を通じ、支援活動員が、被害者等の要望に応え、切れ目のない支援を実現できるようにスキルアップを図る。

(2) 関係機関との連携強化

ア 関係機関との連携による多面的支援の推進

島根県、島根県警察を始め、法テラス、島根県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワーク加盟団体等との連携を一層強化し、被害者等の要望に応じたきめ細やかな支援活動を実施する。

イ 外国人被害者への取組

しまね国際センター等と緊密に連携を図り、島根県内で生活する外国人の被害者に対し適切な支援を実施する。

ウ 被害者支援の充実に向けた協議等への参画

被害者支援を巡る国や県の動向を踏まえ、島根県、島根県警察、その他の関係機関と緊密に連携し、被害者支援活動の充実に向けた活動を進める。

(3) 県西部における支援活動の充実に向けた取組みの強化

支援体制の脆弱な県西部地域に生活する県民が、必要な時に必要な支援の提供を受けることができるよう、支援基盤の強化を図る。

2 効果的な広報・啓発活動

被害者支援に対する県民の理解の増進を図るとともに、県内唯一の民間の犯罪被害者支援センターとして、認知度の向上に向け、効果的な広報・啓発活動を推進する。

3 財政基盤の強化

安定的な財源確保に向け、既存の資金調達活動のほか新たな手段による

財源確保に取り組む。

【具体的事業】

1 相談事業

(1) 電話相談

ア 支援活動員が、相談専用電話により犯罪被害に関する相談に対応し、被害者等が抱える問題、支援ニーズを把握し必要な指導・助言、情報提供、具体的支援に向けた提案等を行う

相談専用電話(無料) 0120-556-491(こころのすくい)

受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

(祝日、8/13～15、12/29～1/3 を除く。)

また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが各県の被害者支援センターの相談活動を補完するために開設している

「犯罪被害者等電話サポートセンター」

ナビダイヤル 0570-783-554 (なやみはここよ)

との連携を密にし、事案の確実な引継ぎに努める。

(2) メールによる相談

精神的負担を抱える性的犯罪の被害者等の負担軽減を図るためホームページの専用フォームによる「メール相談」を受け付ける。

(3) 面接相談

相談対応に関する知識、技能を有する犯罪被害相談員が、当センターの面接室等において犯罪被害に関する相談に対応する。相談の受理にあたっては、相談者との信頼関係の構築に努めるとともに、被害者等の現状を把握し、情報の提供、支援プランの提案、関係機関の紹介等を行い、個々の被害者等に応じ、必要とする継続的な支援に繋げていく。

相談時間は、原則、電話相談と同様の時間帯とするが、相談者の事情、要望に配慮し、柔軟な対応に努める。

(4) カウンセリング

面接相談を行った結果、心理の専門家による支援が必要と思われる場合は、島根県臨床心理士・公認心理師協会に登録された被害者支援カウンセラーによるカウンセリング（原則5回まで無料）を実施する。

更に、被害者等に対する医療的措置が必要な場合には、精神科医師を紹介する。

また、全国被害者支援ネットワークによるカウンセリング等支援制度（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）についても有効に活用する。

(5) 法律相談（弁護士による相談対応）

面接相談を行った結果、法律相談についての要望があれば、その必要性を判断の上、島根県弁護士会の協力の下に弁護士による相談対応（3

回まで無料）を行う。

(6) 外国人対策

島根県内では、近年、仕事を求めて来県し、居住する外国人等が増加している。このような外国人が、日本語が堪能ではないために、被害を訴えることができず、求める支援を受けることができない等の課題を解消するために、平成 29 年に(公財)しまね国際センターと締結した『被害者支援に関する通訳の派遣に関する申し合わせ』を適用して、迅速に要望を把握し、関係機関との緊密な連携により支援を行う。

2 直接的支援等事業

(1) 直接的支援活動

ア 付き添い支援

警察、検察庁、裁判所、病院、行政窓口等、場所によっては、一人で出かけることに躊躇する被害者等の精神的負担を軽減するために付き添い支援を行う。

イ 生活支援

被害者等の日常生活を支えるため、自宅訪問等による具体的な指導・助言、市町村をはじめとする関係機関との連携により、各種社会保障制度や各種社会資源の活用など日常生活の回復に向けた支援を行う。

(2) 給付金支給申請の補助等業務

犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助、あるいは全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）等の申請等により被害者の精神的、経済的負担の緩和を図る。

(3) 自助グループ支援事業

被害者、その遺族の要望に応じ、同じような辛さや問題を抱えた被害者、遺族同士が語り合うことができる交流の場の提供を行う。

3 支援活動員養成・研修事業（人材育成）

(1) 「第 14 回被害者支援ボランティア養成講座」の開催

新たな支援活動員を養成するため下記のとおり養成講座を開催する。

[開催日]

7月2日、9日、30日、8月6日、20日(すべて土曜日)の5日間

[講座内容]

弁護士、臨床心理士、司法、行政等で被害者支援に携わる専門家や被害者遺族等が講師となり、受講者が支援活動員として必要な基礎的知識を習得するための講義を受ける。

[受講対象者]

受講対象者は、年齢 25 歳以上とする。

(2) 支援活動員の研修事業

ア 部内研修会の開催

支援活動員のスキルアップを図るため、毎月1回研修会を開催する。

[内容] テキストや研修用DVD等を活用した研修、部外講師による教養・指導、ロールプレイを取り入れた実践的研修、県外研修参加者による伝達、事例に基づく支援検討会等のほか、裁判への付き添い支援に備えた裁判傍聴等を実施する。

イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会への参加

(ア) 中国・四国ブロック質の向上 上期研修会

9月3日、4日 開催場所 鳥取県 参加予定者3名

(イ) 全国犯罪被害者支援フォーラム2022及び秋期全国研修会

10月中 開催場所 東京都 参加予定者3名

(ウ) 中国・四国ブロック質の向上 下期研修会

1月中 開催場所 山口県 参加予定者3名

4 広報・啓発事業

(1) 各種広報・啓発活動

ア マスコミ活用による広報

(ア) 山陰中央新報紙「さんさん」欄への掲載

(イ) 報道機関への各種資料提供による広報

イ ラッピングバス運行による広報

(ア) 松江市営バス～松江市内を運行（平成22年度から）

(イ) 石見エアサービス～浜田市内を運行（平成23年度から）

ウ 広報誌、リーフレット等による広報

(ア) 広報誌の発行

「ニュースレター」を年2回（1月・8月）発行する。

(イ) 広報グッズの活用

リーフレット、サポートバッジ、クリアファイル、賛助会員の証等を効果的に活用する。

エ 自治体広報誌、地域情報誌等の利用

各自治体広報誌、地域情報紙等へ広報記事を掲載する。

オ ホームページによる広報

ホームページは、適宜最新のものに更新し、各種活動紹介、被害者支援を考える講演会、ボランティア養成講座、イベントの紹介など、きめ細かな情報発信を行う。

カ 若年層を対象としたSNS利用等による広報

全国被害者支援ネットワークが行っているSNSを活用した広報活動に併せる等して、若年層を対象とした情報発信を行う。

キ 「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)における広報・啓発活動
犯罪被害者週間を中心とし、島根県、島根県警察、その他関係機関と協働して、パネル展の開催等の広報・啓発活動を実施する。

ク 各種イベントへの参加

県主催「しまね人権フェスティバル」等へ参加し、啓発ブースを出展するなどにより広報啓発を行う。

(2) 「令和4年度被害者支援を考える講演会」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況、被害者支援の必要性等について県民の理解の増進を図るために、犯罪被害者遺族を招き「令和4年度被害者支援を考える講演会」を開催する。

[開催月日] 11月12日(土)14:00から

[会場] 島根県民会館 3階大会議室

[講師] 殺人事件被害者遺族

中谷 加代子 氏

(3) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

島根県警察の委託事業として、島根県教育委員会の協力を得て開催する。

[開催期間] 令和4年4月～令和5年3月

[開催校] 県下の中学校・高校 計15校

[内容] 県下の各中学・高校において、犯罪被害者遺族を講師に招き授業を開催。講師が、犯罪被害の悲惨さや家族を失った遺族の心情を直接生徒に訴えることにより、犯罪被害者等への理解を深めさせるとともに、命の大切さを学ばせ、規範意識を涵養する。

5 関係機関との連携強化

(1) 会議等への出席

関係機関との協力関係を深め、情報交換を行うため、以下の会議に出席する。

ア 全国被害者支援ネットワーク主催による会議

- ・全国事務局長等会議 4月19日オンライン
- ・全国理事長会議 8月9日 東京都
- ・中国・四国ブロック事務局長会議(上半期) 9月2日 鳥取県
- ・中国・四国ブロック事務局長会議(下半期) 期日未定 山口県

イ 県内における会議(期日未定)

- ・島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会
- ・市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議
- ・島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会

(2) 被害者支援の充実に向けた協議等

被害者支援施策の更なる充実に向け、関係機関と連携し、検討・協議を進める。

6 県西部の支援活動の強化

(1) 一日面接相談所の開設

月に1回(原則第4火曜日)、浜田市において開設している「一日面接相談所」について、積極的に広報を実施して周知を図ることにより、県西部における支援活動の強化に繋げる。

(2) 人材育成

石見部における新たな支援活動員の発掘と人材育成に努める。

(3) 「(仮称)西部相談室」設置に向けた活動

「(仮称)西部相談室」の設置計画に基づき、設置に必要な資産取得資金の積み立てと運営資金の調達に努める。

7 財政基盤の強化(ファンドレイジングの推進)

当センター運営の基盤となる安定的な財源確保に向け、ファンドレイジングを推進する。

(1) 「支援自動販売機」の設置促進

寄付金が当センターの最も大きな財源となっている「支援自動販売機」の設置促進に継続的に取り組む。

※令和4年3月現在、支援自動販売機設置台数は110台

(2) 賛助会員(個人・団体)の拡大

個人・団体への働き掛けを強化し会員の拡大を目指す。

(3) 募金箱の設置

県下の企業、団体等へ、リーフレットポケット付き募金箱設置を促進する。

(4) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

毎月11日、イオン松江店で発行された黄色いレシートを店舗内に設置された登録団体の投函ボックスに投入することにより、当該登録団体がレシート合計金額の1%相当額を寄付金として受け取ることができる。令和4年度も引き続き団体登録し、キャンペーンに参加する。

(5) 中古本寄付プロジェクト「ホンデリング」への参加

被害者支援についての理解と支援の輪を広げるため、全国被害者支援ネットワークによる同プロジェクトに令和4年度も継続して取り組む。

(6) その他

既存の資金調達手段のほか、新たな資金調達に向けた取組みを行う。